

さいたま市放課後子ども居場所事業運営業務

要求水準書

1 業務名

さいたま市放課後子ども居場所事業運営業務

2 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 履行場所

別紙1のとおり

4 想定事業費及び予算の上限額

別紙2のとおり

5 業務の目的

本業務は、市内小学校に就学する児童を対象に学校施設等を利用して、すべての児童に多様な体験や異年齢間の遊びを通じた交流ができる安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図り、保護者の就労等と子育ての両立を支援することを目的とし、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」を一体的に実施する「さいたま市放課後子ども居場所事業」（以下「本事業」という。）を運営する事業である。

6 業務内容

(1) 開所日及び休所日

ア 開所日

月曜日～土曜日

（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く。）

イ 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、12月29日～1月3日まで

(2) 開所時間

ア 放課後子ども教室

小学校の授業のある日

放課後～午後5時

小学校の授業のない日（土曜日及び学校休業日）

午前8時～午後5時

イ 放課後児童健全育成事業

小学校の授業のある日

放課後～午後 7 時

小学校の授業のない日（土曜日及び学校休業日） 午前 8 時～午後 7 時

(3) 対象児童

ア 放課後子ども教室

事業を実施する小学校に就学する児童（当該小学区に居住し、国立小学校、私立小学校、または特別支援学校の小学部の児童を含む。）

イ 放課後児童健全育成事業

事業を実施する小学校に就学する児童（当該小学区に居住し、国立小学校、私立小学校、または特別支援学校の小学部の児童を含む。）で、保護者が就労等の事情により家庭にいない児童

(4) 利用想定児童数

別紙 1 のとおり

(5) 事業の実施場所

別紙 3 のとおり

(6) 事業の内容

ア 生活指導及び健康管理

- ① 子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図ること。
- ② 児童の健康状態について、保護者や学校との協力・連携により適切に把握すること。併せて、発熱や嘔吐等の体調に異変が認められる場合は、適切な処置を行うとともに、状況に応じて保護者へ連絡するなどの措置を行うこと。
- ③ 児童の間でいじめが発生しないように留意するとともに、いじめが疑われる事態や、いじめに繋がるリスクのある事態を把握した場合は、速やかに市及び学校に報告し、連携して対応すること。

イ スケジュール管理

学校やさいたま市チャレンジスクール推進事業（以下「チャレンジスクール」という。）と連携し、学校やチャレンジスクールの行事や活動を把握したうえで、児童・保護者のニーズを踏まえた、日毎スケジュール、月間スケジュール及び年間スケジュールを作成し業務を行うこと。

ウ 開所及び閉所

- ① 児童の登所前に、事業で使用する施設・設備等の清掃・安全点検及び職員間の情報共有・連絡等を行い、児童が安全に安心して活動できるように準備すること。
- ② 児童の降所後、事業で使用した遊具・備品等を片付け、清掃すること。また、活動に使用した施設・設備等の施錠及び機械警備システムの操作等の確認を行うこと。

エ 児童の登所・降所の管理

- ① 児童の出欠状況を正確に把握し、出席予定の児童が登所しない場合は、速やかに保護者等に連絡し、児童の所在を確認すること。

- ② 児童の登所時には、その時刻を記録するとともに、児童の健康状態等を把握すること。
- ③ 1年生に対しては、4月からの一定期間、登所に当たって昇降口までお迎えに行くなど、学校と協議の上、必要な支援を行うこと。
- ④ 児童の降所時は、原則として保護者のお迎えを必須とし、児童を確実に引き渡すとともに、その日の児童の様子や活動内容を伝えるなど、保護者との情報共有及びコミュニケーションの向上を図ること。また、体調不良、怪我等があった場合は保護者に報告すること。
- ⑤ やむを得ず、保護者のお迎えができない場合は、保護者と協議の上、降所時刻を記録し防犯・事故防止の声掛けや周囲の安全確認を行い、児童を送り出すこと。
なお、児童だけで降所できる場合の判断については、委託者との協議による。
- ⑥ 児童の登所・降所の管理については、アプリケーションを利用するなど ICT を活用すること。

オ 学習の支援

児童が宿題、自習等の学習活動を行える環境を整え、学習習慣を身につけることができるよう、学習の時間を設けること。

カ 居場所の提供

- ① 児童が安全・安心して過ごすことができる環境を整備し、適切な遊びや生活の場を提供すること。
- ② 特別な配慮が必要な児童についても、児童の状況や支援方法、施設環境等を十分に確認したうえで、保護者や学校と連携し、個々の児童の特性に応じた援助を行うこと。

キ おやつ提供

- ① 午後5時以降も利用する児童に対し、おやつを準備し、児童に提供すること。提供するおやつは、児童の発達段階等に応じ適切に選択し、保存方法、賞味期限等に注意すること。
- ② 帰宅後の夕食への影響を考慮し提供すること。午後5時以前に提供する場合は、午後5時までの利用児童に配慮すること。
- ③ 保護者からおやつ代として月額 2,000 円を徴収し、その全額をおやつ購入等に充てること。また、その収支を委託料その他の収支と明確に区分して管理すること。
- ④ おやつ代は実費徴収であることを踏まえ、児童が本事業を利用しない日やおやつ提供前に帰宅する日の分は現物を持ち帰らせる等、利用者に不利益が生じない運用を行うこと。
- ⑤ 食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供すること。

ク 昼食の提供

- ① 学校給食が提供されない日については、児童に昼食を持参させること。なお、学

校の長期休業期間については、保護者の希望に応じて実費徴収の上、仕出し弁当を手配する等、昼食を提供して差し支えない。

- ② 昼食の保管に当たっては、衛生管理に十分留意すること。
- ③ 食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供すること。

ケ 保険の加入

- ① 利用中の児童の怪我等に備え、普通傷害保険に加入すること。また、保険の加入及び事故等があった場合の請求手続き等保険加入に伴う手続き等については、受託者において行うこと。
- ② 業務に起因して児童等に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合の補償に備え、賠償責任保険に加入すること。

コ 「のびのびルーム」の調整

のびのびルームの実施がある小学校は、以下のとおり対応すること。（のびのびルームの実施状況は別紙3のとおり）

- ① 各小学校の放課後児童クラブ室（専用室）において、小学校が開校している平日（月曜日から金曜日、ただし早帰りの日を除く）午前9時から午前11時30分まで「のびのびルーム」が使用する。
- ② 「のびのびルーム」の使用時間帯においては、「のびのびルーム」の実施に支障がないように配慮すること。また、受託者は「のびのびルーム」の職員と専用室の使用方法等について協議、調整を行うこと。

※ 「のびのびルーム」とは、3歳未満の子どもとその保護者を対象に放課後児童クラブ室を午前中無料で開放する事業。

(7) 職員体制

ア 責任者

- ① 本事業を実施する小学校ごとに運営を総括する責任者を1名選任すること。
- ② 責任者は、さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第53号。以下「条例」という。）第10条第3項に規定する放課後児童支援員（以下「放課後児童支援員」という。）とし、他施設の職員を兼ねてはならない。
- ③ 責任者は、常勤職員とする。この場合の常勤職員とは、週30時間以上勤務する者をいう。

イ 放課後子ども教室の職員配置

さいたま市放課後子ども居場所事業実施要綱（令和5年10月20日子ども未来局長決裁。以下「要綱」という。）第8条第2項に基づき、午後5時まで利用する児童20人に対し、1人以上の放課後児童支援員又は補助員を配置すること。

ウ 放課後児童健全育成事業の職員配置

- ① 要綱第8条第1項に基づき、本事業を実施する小学校ごとに放課後児童支援員を2名以上配置すること。なお、うち1名はアの責任者とすることができる。

② 本事業を行う際の放課後児童支援員の数は、午後 5 時以降利用する児童の人数に応じた支援の単位ごとに、条例第 10 条第 2 項に規定する放課後児童支援員を配置すること。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。以下同じ。）に代えることができる。なお、一の支援の単位を構成する児童の数は 40 人とする。

エ 利用児童数が午後 5 時まで利用する児童の数と午後 5 時以降利用する児童の数を合わせて 19 人以下の場合は、イ、ウの職員配置にかかわらず、条例第 10 条第 2 項に規定する放課後児童支援員の数とすることができるものとする。ただし、その 1 人を除き、補助員に代えることができる。

オ 要綱第 9 条第 2 項に基づき、障害のある児童を受け入れる場合に当たっては、イ、ウの職員のほかに、全障害児童数を 2 で除して得た数（1 人未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げるものとする。）の担当放課後児童支援員または補助員を配置するものとする。

カ 医療的ケアが必要な児童を受け入れる場合は、必要な医療的ケアを行うことができる看護師等を必要数配置するなど必要な措置を講ずること。

キ 職員の資質向上を図るため、受託者において、必要な研修を実施するとともに、委託者や他の団体・機関等が実施する研修に参加する機会を確保すること。

ク 人員の確保等

① 上記ア～キの体制を整備するため、受託者は責任をもって必要な人員を確保すること。

② 児童との関わりの安定性・継続性を確保するため、支援員等の雇用に当たっては、長期的に安定した雇用形態となるよう努めること。

③ 支援員等の採用に当たっては、履歴書の提出や事前の面接等を実施することにより、本事業の目的に適した人材の確保に努めること。

(8) 入所に関する事務

ア 利用申込に係る事務

① 保護者から利用申込及び利用変更に係る書類の提出があった場合は、内容を確認・審査したうえで、利用の可否を決定し、保護者へ通知すること。

② 入所に必要な利用申込書、利用承認通知書、利用不承認通知書、利用変更届、その他必要な書類については、受託者において作成・配布する。

③ 特別な配慮を必要とする児童の利用申込があった場合は、児童の保護者と個別面談を実施するなどし、児童の状況を適切に把握し十分な受入体制を構築すること。

イ 利用者説明会の実施

翌年度の利用を承認した児童の保護者を対象とした説明会を実施すること。その際、保護者に対し本事業の利用するに当たっての留意事項等を記載した冊子を配布すること。なお、会場については委託者及び学校と協議すること。

(9) 利用料の徴収に関する事務

ア 利用料

利用料は以下のとおりとする。

午後 5 時まで利用する世帯 月額 4,000 円

午後 7 時まで利用する世帯 月額 8,000 円

イ 減免制度

以下の世帯については、利用料の減額または免除を行うものとし、減免後の利用料は以下のとおりとする。

- ① 生活保護受給世帯、中国残留邦人等の支援給付受給世帯及び保護者が里親等である世帯

午後 5 時まで利用する世帯 月額 0 円

午後 7 時まで利用する世帯 月額 0 円

- ② 前年度分の市町村民税非課税世帯

午後 5 時まで利用する世帯 月額 0 円

午後 7 時まで利用する世帯 月額 0 円

- ③ 前年度分の市町村民税所得割非課税世帯

午後 5 時まで利用する世帯 月額 0 円

午後 7 時まで利用する世帯 月額 2,000 円

ウ 利用料徴収事務

- ① 利用料の徴収に関する事務については、受託者にて行う。
- ② 減免制度の利用を希望する世帯に対しては、各証明書等の提出を受け、(9)イに掲げる世帯に該当するか審査すること。

エ 利用料収入の取り扱い

- ① 利用料収入は、受託者の収入とする。
- ② 利用料収入は本事業の運営に充てること。

(10) 保護者との連絡・情報共有及びニーズの把握・反映

ア 保護者と電子メール等の ICT を活用した適切な連絡体制を整備し、常に保護者と連携が図れる体制を構築すること。

イ 本事業における児童の活動等の様子を連絡帳やアプリケーション等を用いて日常的に保護者に伝えるとともに、月 1 回以上、おたよりにより保護者に発信すること。

ウ 受託者は、年 2 回以上保護者会を開催し、本事業の実施状況等を報告するとともに、保護者の意見や要望を把握し本事業の運営に反映するように取り組むこと。

(11) 児童の安全確保

ア 常時、実施場所の整理整頓や使用する設備・用具等の安全確認を徹底し、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備するとともに、児童への安全指導を行い、事故や怪我の防止に取り組むこと。

イ 受託者は、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすこととし、事件、事故及び災害等の危機管理について、マニュアルを作成するとともに、事故等の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう、学校及び関係機関と連携すること。

- ウ 受託者は、条例第6条に規定する訓練について、年2回以上行うこと。
- エ 受託者は、本事業において、事故等が発生した場合、速やかに委託者へ報告すること。

(12) 施設の管理

- ア 施設・設備等を日常的に清掃し、適切な環境整備に努めること。
- イ 施設・設備等を日常的に点検し、危険個所の事前把握、転倒防止その他の安全対策、防犯・盗難対策等を徹底すること。
- ウ 施設・設備等の経年劣化により、その使用に支障が生じる恐れがある場合または自然災害、事故等により施設・設備等に損傷が生じた場合は、委託者に報告すること。
- エ 使用する施設・設備の保守点検が実施される場合は、委託者又は学校の要請に応じること。
- オ 使用する諸室、通用口等及び機械警備システムの鍵を適切に管理すること。
- カ 故意・過失等により施設・設備等を毀損した場合は、速やかに委託者に報告し修繕を行うこと。

(13) 遊具、教材及び図書の購入・管理

- ア 児童の遊びを豊かにするために必要かつ十分な遊具、教材及び図書等を購入し、適切に管理すること。
- イ 遊具、教材及び図書等の購入に当たっては、本事業の目的に適うものを吟味するとともに、児童の年齢に応じたバランス、児童及び保護者のニーズ等を十分に考慮すること。

(14) 関係機関との連携

事業を円滑に実施できるよう学校、地域、チャレンジスクール等の関係機関と連携・協力を図ること。

(15) 帳簿等の管理

児童の出席簿、職員の出勤簿、会計簿、業務日誌その他必要な帳簿等を作成し、適切に管理すること。また、委託者から要請があった場合は、速やかに提示すること。

(16) 守秘義務

受託者は、本業務の遂行に当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしないこと。事業期間が終了した後も同様とする。

(17) 法令等の遵守

関係法令、条例、規則及び国の通知等を遵守して、業務を実施すること。

(18) 児童虐待への対応

児童の状態や家庭の状況により保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、速やかに委託者に報告し、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関と連携し、適切な対応を行うこと。

(19) 苦情等への対応

要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者に周知するとともに、子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意をもって対応する

こと。また、要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、業務内容の向上に生かすこと。

7 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、月ごとの支払いとし、受託者は毎月の業務完了後、業務完了報告書を提出し、委託者の確認検査を経た後、請求書により請求する。
- (2) 1月あたりの委託料の額は、各年度の契約額を12で除して得た額とする。なお、計算において千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計を初回支払額に合算する。

8 費用負担

(1) 光熱水費

別紙3の実施場所に係る光熱水費については委託者の負担とする。それ以外で受託者が独自で手配する光熱水費については、受託者の負担とする。

(2) 修繕費

委託者が使用許可した施設・設備の修繕のうち、1件につき50万円未満の修繕の費用負担は、原則として受託者の負担とする。ただし、使用初期から不具合等があった部分については委託者の負担とし、疑義が生じる場合は委託者と受託者との協議の上で決定する。

(3) 備品購入費

本業務に必要な備品等の購入については、原則として受託者の負担とする。なお、専用室等において使用できる既存備品については、別紙4のとおりとする。

(4) 需用費

本業務に必要な消耗品の購入については、原則として受託者の負担とする。

(5) 通信運搬費

ア 本事業に必要な専用電話を受託者において設置し、月額基本料及び通話料の費用については、原則として受託者の負担とする。

なお、既存専用室に固定電話回線が整備されている小学校は、回線譲渡等が可能である（別紙3参照）。その際に発生する費用については受託者負担とする。

イ インターネット回線は受託者において契約し、その費用については、原則として受託者の負担とする。

なお、既存専用室にインターネット回線が整備されている小学校は、回線譲渡等が可能である（別紙3参照）。その際に発生する費用については受託者負担とする。

ウ ア及びイ以外に本業務に必要な通信運搬費については、原則として受託者の負担とする。

(6) 廃棄物の処分費用

本業務で発生した廃棄物の処分費用については、原則として受託者の負担とする。

(7) 専用室の機械警備

専用室における機械警備に関する費用については、委託者の負担とする。ただし、受託者側の事由により発生した費用については、受託者の負担とする。

9 その他

本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

なお、「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。

別紙 1

1 履行場所、想定登録児童数及び想定利用児童数

学校名	履行場所	年度	在籍 児童数	想定登録児童数		想定利用児童数		想定登録 障害児数
				放課後子ども 教室	放課後児童健 全育成事業	放課後子ども 教室	放課後児童健 全育成事業	
栄	西区指扇610－3 西区飯田811	R8	590	54	77	31	57	2
		R9	584	53	76	31	56	2
		R10	571	52	75	30	55	2
植竹	北区植竹町2丁目1	R8	710	64	93	34	68	3
		R9	732	66	96	35	71	4
		R10	728	66	95	35	70	4
芝川	大宮区天沼町2丁目1077	R8	765	69	100	36	73	4
		R9	790	72	103	38	76	3
		R10	807	73	105	38	77	3
七里	見沼区東宮下392 見沼区東宮下312	R8	307	34	37	21	29	2
		R9	310	35	38	21	30	2
		R10	293	33	36	20	28	2
大砂土東	見沼区大和田町2丁目1054－7 見沼区大和田町2丁目998	R8	776	70	101	37	74	4
		R9	763	69	100	36	73	4
		R10	761	69	99	36	73	3
大和田	見沼区大和田町1丁目2000	R8	650	59	85	31	63	3
		R9	686	62	90	33	66	3
		R10	684	62	89	33	65	2
鈴谷	中央区鈴谷5丁目1－1	R8	578	64	110	36	75	3
		R9	579	64	111	36	76	3
		R10	599	66	114	37	78	3
与野本町	中央区本町東3丁目5－23	R8	560	62	96	34	75	4
		R9	538	60	92	33	72	3
		R10	562	62	96	34	75	2
神田	桜区神田541－1	R8	398	36	52	19	38	1
		R9	390	36	51	19	38	2
		R10	387	35	51	19	38	1
大久保	桜区五関21	R8	222	20	29	11	22	2
		R9	223	21	29	11	22	1
		R10	217	20	29	11	22	1
常盤	浦和区常盤9丁目30－9	R8	1065	96	96	41	67	4
		R9	990	90	90	38	63	4
		R10	930	84	84	36	58	4

学校名	履行場所	年度	在籍 児童数	想定登録児童数		想定利用児童数		想定登録 障害児数
				放課後子ども 教室	放課後児童健 全育成事業	放課後子ども 教室	放課後児童健 全育成事業	
上木崎	浦和区上木崎 3 丁目 4－3	R8	929	84	121	44	89	3
		R9	1000	90	130	47	95	3
		R10	1128	102	147	54	108	4
本太	浦和区本太 4 丁目 3－39 浦和区本太 2 丁目 26－25	R8	863	78	113	41	83	2
		R9	877	79	115	42	84	3
		R10	875	79	114	42	84	3
針ヶ谷	浦和区領家 7 丁目 2－19 浦和区領家 7 丁目 2－1	R8	625	69	82	40	64	2
		R9	641	71	84	41	66	2
		R10	644	71	84	41	66	2
岸町	浦和区岸町 5 丁目 20－4	R8	772	70	93	28	66	2
		R9	766	69	92	28	65	2
		R10	781	71	94	29	66	3
文蔵	南区文蔵 5 丁目 16－29	R8	672	61	88	32	65	4
		R9	646	59	84	31	62	4
		R10	667	61	87	32	64	4
大谷場東	南区大谷場 2 丁目 13－54	R8	597	54	90	29	68	3
		R9	602	55	91	29	69	3
		R10	612	56	92	30	69	2
三室	緑区松木 1 丁目 4－11 緑区三室1994	R8	902	82	118	43	87	5
		R9	926	84	121	44	89	5
		R10	907	82	118	43	87	5
中尾	緑区中尾2596－1 緑区中尾40－1	R8	822	42	107	23	83	4
		R9	854	43	112	23	87	5
		R10	876	44	114	24	88	4
大門	緑区大門1361－13 緑区大門1189	R8	790	72	103	38	76	3
		R9	804	73	105	38	77	3
		R10	800	72	104	38	76	3
道祖土	緑区道祖土 1 丁目 1－1	R8	992	60	90	29	63	4
		R9	983	59	89	28	63	3
		R10	945	57	86	27	61	4
尾間木	緑区東浦和 8 丁目 11－5	R8	973	78	117	44	79	3
		R9	953	77	115	44	78	3
		R10	930	75	112	42	76	4
西原	岩槻区西原 6－25	R8	441	40	58	21	43	2
		R9	439	40	58	21	43	2
		R10	436	40	57	21	42	2

学校名	履行場所	年度	在籍 児童数	想定登録児童数		想定利用児童数		想定登録 障害児数
				放課後子ども 教室	放課後児童健 全育成事業	放課後子ども 教室	放課後児童健 全育成事業	
上里	岩槻区上里 2 丁目 2	R8	348	39	53	25	42	2
		R9	365	41	55	27	44	2
		R10	351	39	53	25	42	1
新和	岩槻区尾ヶ崎1252	R8	297	66	51	36	39	2
		R9	336	74	58	40	45	2
		R10	375	83	64	45	49	2

※登録児童数及び利用児童数は、現時点における想定値であり、増減する場合がある。実際の利用児童数に応じて、要求水準書 6（7）に記載した職員配置を行うこと。

※放課後児童健全育成事業においては、利用児童数40人を一の支援の単位とする。

別紙 2

2 想定事業費及び予算の上限額

学校名	年度	想定事業費 (A)			利用料 (B)			予算の上限額 (委託料) (C)=(A)-(B)		
			放課後子ども教室	放課後児童健全育成事業		放課後子ども教室	放課後児童健全育成事業		放課後子ども教室	放課後児童健全育成事業
栄	合計	99,077,000	18,056,000	81,021,000	26,731,000	6,866,000	19,865,000	72,346,000	0	72,346,000
	R8	32,380,000	5,882,000	26,498,000	9,041,000	2,332,000	6,709,000	23,339,000	0	23,339,000
	R9	33,016,000	6,017,000	26,999,000	8,910,000	2,288,000	6,622,000	24,106,000	0	24,106,000
	R10	33,681,000	6,157,000	27,524,000	8,780,000	2,246,000	6,534,000	24,901,000	0	24,901,000
植竹	合計	102,824,000	17,610,000	85,214,000	33,210,000	8,466,000	24,744,000	69,614,000	0	69,614,000
	R8	32,734,000	5,687,000	27,047,000	10,867,000	2,764,000	8,103,000	21,867,000	0	21,867,000
	R9	35,937,000	5,927,000	30,010,000	11,215,000	2,851,000	8,364,000	24,722,000	0	24,722,000
	R10	34,153,000	5,996,000	28,157,000	11,128,000	2,851,000	8,277,000	23,025,000	0	23,025,000
芝川	合計	113,387,000	18,105,000	95,282,000	36,077,000	9,243,000	26,834,000	77,310,000	0	77,310,000
	R8	35,284,000	5,814,000	29,470,000	11,692,000	2,980,000	8,712,000	23,592,000	0	23,592,000
	R9	38,592,000	6,062,000	32,530,000	12,084,000	3,110,000	8,974,000	26,508,000	0	26,508,000
	R10	39,511,000	6,229,000	33,282,000	12,301,000	3,153,000	9,148,000	27,210,000	0	27,210,000
七里	合計	65,207,000	15,099,000	50,108,000	14,078,000	4,406,000	9,672,000	51,129,000	1,652,000	49,477,000
	R8	21,942,000	5,530,000	16,412,000	4,693,000	1,469,000	3,224,000	17,249,000	837,000	16,412,000
	R9	22,402,000	5,638,000	16,764,000	4,823,000	1,512,000	3,311,000	17,579,000	815,000	16,764,000
	R10	20,863,000	3,931,000	16,932,000	4,562,000	1,425,000	3,137,000	16,301,000	0	16,301,000
大砂土東	合計	108,164,000	17,890,000	90,274,000	35,122,000	8,985,000	26,137,000	73,042,000	0	73,042,000
	R8	35,314,000	5,824,000	29,490,000	11,823,000	3,023,000	8,800,000	23,491,000	0	23,491,000
	R9	36,040,000	5,960,000	30,080,000	11,693,000	2,981,000	8,712,000	24,347,000	0	24,347,000
	R10	36,810,000	6,106,000	30,704,000	11,606,000	2,981,000	8,625,000	25,204,000	0	25,204,000
大和田	合計	99,875,000	17,381,000	82,494,000	30,906,000	7,905,000	23,001,000	68,969,000	0	68,969,000
	R8	32,543,000	5,626,000	26,917,000	9,954,000	2,548,000	7,406,000	22,589,000	0	22,589,000
	R9	33,326,000	5,806,000	27,520,000	10,519,000	2,678,000	7,841,000	22,807,000	0	22,807,000
	R10	34,006,000	5,949,000	28,057,000	10,433,000	2,679,000	7,754,000	23,573,000	0	23,573,000
鈴谷	合計	113,531,000	18,592,000	94,939,000	37,567,000	8,380,000	29,187,000	75,964,000	0	75,964,000
	R8	35,371,000	5,984,000	29,387,000	12,348,000	2,764,000	9,584,000	23,023,000	0	23,023,000
	R9	38,606,000	6,214,000	32,392,000	12,436,000	2,765,000	9,671,000	26,170,000	0	26,170,000
	R10	39,554,000	6,394,000	33,160,000	12,783,000	2,851,000	9,932,000	26,771,000	0	26,771,000
与野本町	合計	107,594,000	17,913,000	89,681,000	32,691,000	7,947,000	24,744,000	74,903,000	0	74,903,000
	R8	35,129,000	5,833,000	29,296,000	11,042,000	2,678,000	8,364,000	24,087,000	0	24,087,000
	R9	35,796,000	5,950,000	29,846,000	10,607,000	2,591,000	8,016,000	25,189,000	0	25,189,000
	R10	36,669,000	6,130,000	30,539,000	11,042,000	2,678,000	8,364,000	25,627,000	0	25,627,000
神田	合計	69,487,000	10,620,000	58,867,000	18,038,000	4,619,000	13,419,000	51,449,000	0	51,449,000
	R8	22,716,000	3,469,000	19,247,000	6,085,000	1,554,000	4,531,000	16,631,000	0	16,631,000
	R9	23,158,000	3,539,000	19,619,000	5,998,000	1,554,000	4,444,000	17,160,000	0	17,160,000
	R10	23,613,000	3,612,000	20,001,000	5,955,000	1,511,000	4,444,000	17,658,000	0	17,658,000
大久保	合計	60,464,000	9,867,000	50,597,000	10,214,000	2,633,000	7,581,000	50,250,000	0	50,250,000
	R8	19,779,000	3,215,000	16,564,000	3,391,000	864,000	2,527,000	16,388,000	0	16,388,000
	R9	20,160,000	3,291,000	16,869,000	3,433,000	906,000	2,527,000	16,727,000	0	16,727,000
	R10	20,525,000	3,361,000	17,164,000	3,390,000	863,000	2,527,000	17,135,000	0	17,135,000
常盤	合計	103,179,000	21,090,000	82,089,000	35,186,000	11,662,000	23,524,000	67,993,000	0	67,993,000
	R8	35,088,000	8,054,000	27,034,000	12,511,000	4,147,000	8,364,000	22,577,000	0	22,577,000
	R9	33,784,000	6,441,000	27,343,000	11,729,000	3,888,000	7,841,000	22,055,000	0	22,055,000
	R10	34,307,000	6,595,000	27,712,000	10,946,000	3,627,000	7,319,000	23,361,000	0	23,361,000

学校名	年度	想定事業費 (A)			利用料 (B)			予算の上限額（委託料） (C)=(A)-(B)		
			放課後子ども教室	放課後児童健全育成事業		放課後子ども教室	放課後児童健全育成事業		放課後子ども教室	放課後児童健全育成事業
上木崎	合計	143,653,000	24,716,000	118,937,000	46,597,000	11,922,000	34,675,000	97,056,000	0	97,056,000
	R8	45,750,000	7,905,000	37,845,000	14,171,000	3,629,000	10,542,000	31,579,000	0	31,579,000
	R9	46,969,000	8,189,000	38,780,000	15,213,000	3,887,000	11,326,000	31,756,000	0	31,756,000
	R10	50,934,000	8,622,000	42,312,000	17,213,000	4,406,000	12,807,000	33,721,000	0	33,721,000
本太	合計	139,743,000	24,189,000	115,554,000	39,990,000	10,194,000	29,796,000	99,753,000	0	99,753,000
	R8	45,543,000	7,839,000	37,704,000	13,214,000	3,369,000	9,845,000	32,329,000	0	32,329,000
	R9	46,586,000	8,066,000	38,520,000	13,431,000	3,412,000	10,019,000	33,155,000	0	33,155,000
	R10	47,614,000	8,284,000	39,330,000	13,345,000	3,413,000	9,932,000	34,269,000	0	34,269,000
針ヶ谷	合計	104,017,000	22,650,000	81,367,000	30,896,000	9,114,000	21,782,000	73,121,000	0	73,121,000
	R8	32,695,000	6,193,000	26,502,000	10,125,000	2,981,000	7,144,000	22,570,000	0	22,570,000
	R9	35,279,000	8,119,000	27,160,000	10,386,000	3,067,000	7,319,000	24,893,000	0	24,893,000
	R10	36,043,000	8,338,000	27,705,000	10,385,000	3,066,000	7,319,000	25,658,000	0	25,658,000
岸町	合計	100,488,000	17,512,000	82,976,000	33,380,000	9,071,000	24,309,000	67,108,000	0	67,108,000
	R8	32,817,000	5,648,000	27,169,000	11,127,000	3,024,000	8,103,000	21,690,000	0	21,690,000
	R9	33,459,000	5,849,000	27,610,000	10,996,000	2,980,000	8,016,000	22,463,000	0	22,463,000
	R10	34,212,000	6,015,000	28,197,000	11,257,000	3,067,000	8,190,000	22,955,000	0	22,955,000
文蔵	合計	99,771,000	17,347,000	82,424,000	30,382,000	7,816,000	22,566,000	69,389,000	0	69,389,000
	R8	32,617,000	5,650,000	26,967,000	10,302,000	2,635,000	7,667,000	22,315,000	0	22,315,000
	R9	33,193,000	5,763,000	27,430,000	9,866,000	2,547,000	7,319,000	23,327,000	0	23,327,000
	R10	33,961,000	5,934,000	28,027,000	10,214,000	2,634,000	7,580,000	23,747,000	0	23,747,000
大谷場東	合計	99,730,000	17,205,000	82,525,000	30,912,000	7,127,000	23,785,000	68,818,000	0	68,818,000
	R8	32,537,000	5,560,000	26,977,000	10,174,000	2,333,000	7,841,000	22,363,000	0	22,363,000
	R9	33,232,000	5,711,000	27,521,000	10,304,000	2,376,000	7,928,000	22,928,000	0	22,928,000
	R10	33,961,000	5,934,000	28,027,000	10,434,000	2,418,000	8,016,000	23,527,000	0	23,527,000
三室	合計	140,141,000	24,316,000	115,825,000	41,816,000	10,712,000	31,104,000	98,325,000	0	98,325,000
	R8	45,676,000	7,881,000	37,795,000	13,823,000	3,542,000	10,281,000	31,853,000	0	31,853,000
	R9	46,748,000	8,118,000	38,630,000	14,170,000	3,628,000	10,542,000	32,578,000	0	32,578,000
	R10	47,717,000	8,317,000	39,400,000	13,823,000	3,542,000	10,281,000	33,894,000	0	33,894,000
中尾	合計	132,260,000	16,219,000	116,041,000	34,583,000	5,571,000	29,012,000	97,677,000	0	97,677,000
	R8	43,072,000	5,273,000	37,799,000	11,136,000	1,814,000	9,322,000	31,936,000	0	31,936,000
	R9	44,083,000	5,355,000	38,728,000	11,615,000	1,857,000	9,758,000	32,468,000	0	32,468,000
	R10	45,105,000	5,591,000	39,514,000	11,832,000	1,900,000	9,932,000	33,273,000	0	33,273,000
大門	合計	115,863,000	18,209,000	97,654,000	36,556,000	9,373,000	27,183,000	79,307,000	0	79,307,000
	R8	37,746,000	5,914,000	31,832,000	12,084,000	3,110,000	8,974,000	25,662,000	0	25,662,000
	R9	38,636,000	6,076,000	32,560,000	12,301,000	3,153,000	9,148,000	26,335,000	0	26,335,000
	R10	39,481,000	6,219,000	33,262,000	12,171,000	3,110,000	9,061,000	27,310,000	0	27,310,000
道祖土	合計	99,792,000	17,419,000	82,373,000	30,689,000	7,601,000	23,088,000	69,103,000	0	69,103,000
	R8	32,637,000	5,721,000	26,916,000	10,432,000	2,591,000	7,841,000	22,205,000	0	22,205,000
	R9	33,267,000	5,787,000	27,480,000	10,302,000	2,548,000	7,754,000	22,965,000	0	22,965,000
	R10	33,888,000	5,911,000	27,977,000	9,955,000	2,462,000	7,493,000	23,933,000	0	23,933,000
尾間木	合計	122,219,000	24,933,000	97,286,000	39,906,000	9,935,000	29,971,000	82,313,000	0	82,313,000
	R8	39,867,000	8,086,000	31,781,000	13,562,000	3,368,000	10,194,000	26,305,000	0	26,305,000
	R9	40,744,000	8,366,000	32,378,000	13,346,000	3,327,000	10,019,000	27,398,000	0	27,398,000
	R10	41,608,000	8,481,000	33,127,000	12,998,000	3,240,000	9,758,000	28,610,000	0	28,610,000

学校名	年度	想定事業費 (A)			利用料 (B)			予算の上限額（委託料）		
			放課後子ども教室	放課後児童健全育成事業		放課後子ども教室	放課後児童健全育成事業	(C) = (A) - (B)	放課後子ども教室	放課後児童健全育成事業
西原	合計	90,215,000	16,434,000	73,781,000	20,256,000	5,184,000	15,072,000	69,959,000	0	69,959,000
	R8	29,492,000	5,338,000	24,154,000	6,781,000	1,728,000	5,053,000	22,711,000	0	22,711,000
	R9	30,067,000	5,478,000	24,589,000	6,781,000	1,728,000	5,053,000	23,286,000	0	23,286,000
	R10	30,656,000	5,618,000	25,038,000	6,694,000	1,728,000	4,966,000	23,962,000	0	23,962,000
上里	合計	90,134,000	17,601,000	72,533,000	19,167,000	5,139,000	14,028,000	70,967,000	0	70,967,000
	R8	29,438,000	5,695,000	23,743,000	6,302,000	1,684,000	4,618,000	23,136,000	0	23,136,000
	R9	30,078,000	5,918,000	24,160,000	6,563,000	1,771,000	4,792,000	23,515,000	0	23,515,000
	R10	30,618,000	5,988,000	24,630,000	6,302,000	1,684,000	4,618,000	24,316,000	0	24,316,000
新和	合計	89,108,000	21,741,000	67,367,000	24,705,000	9,632,000	15,073,000	64,403,000	0	64,403,000
	R8	25,022,000	6,257,000	18,765,000	7,294,000	2,850,000	4,444,000	17,728,000	0	17,728,000
	R9	30,663,000	6,690,000	23,973,000	8,250,000	3,197,000	5,053,000	22,413,000	0	22,413,000
	R10	33,423,000	8,794,000	24,629,000	9,161,000	3,585,000	5,576,000	24,262,000	0	24,262,000

※消費税及び地方消費税額を含む。

※「放課後子ども教室」と「放課後児童健全育成事業」の利用料収入全額を「放課後子ども教室」の事業費に充てることとする。

3 本事業で使用する学校施設

- ・「専用室」は、専らさいたま市放課後子ども居場所事業で使用する諸室。「兼用室」は、放課後の時間帯に限り、児童の居場所として使用できる諸室。
- ・兼用室は、事業実施日により使用できない場合もあり、その場合、学校と協議の上、他の諸室にて活動する場合がある。
- ・以下の示す兼用室については、暫定的なものであり、入学児童数や教室配置の変更等の事由により、変更となる可能性があることに留意すること。
- ・兼用室が示されていない学校は専用室のみで面積がたりる想定となる。
- ・専用室及び兼用室の面積は床面積であり、事務スペースや設備、備品等の置き場所も含まれている。

学校名	専用室							兼用室①			兼用室②			兼用室③		
	種別	床面積	水道	トイレ	既存固定電話回線	既存インターネット回線	のびのびルーム	教室名	場所	床面積	教室名	場所	床面積	教室名	場所	床面積
栄	学校敷地内独立棟	118㎡	専用室内あり	専用室内あり	なし	なし	あり	少人数教室	北校舎3階	64㎡	GSルーム	北校舎3階	64㎡	多目的室	北校舎2階	64㎡
植竹	校舎内専用室(北校舎1階)	64㎡	学校共用	学校共用	なし	なし	なし	地域連携ルーム①	北校舎1階	64㎡	家庭科室	北校舎1階	96㎡	理科室	北校舎1階	96㎡
芝川	校舎内専用室(東校舎1階)	64㎡	学校共用	学校共用	なし	なし	なし	1階教室	東校舎1階	64㎡	1階教室	東校舎1階	64㎡	研修室	東校舎4階	150㎡
七里	学校敷地内独立棟	119㎡	専用室内あり	専用室内あり	あり	あり	あり									
大砂土東	学校敷地内独立棟	206㎡	専用室内あり	専用室内あり	あり	あり	なし	空き教室（予定）	第2校舎2階	63㎡	空き教室（予定）	第2校舎3階	63㎡			
大和田	複合施設内専用室(建物2階)	424㎡	専用室内あり	専用室内あり	なし	なし	なし									
鈴谷	校舎内専用室(南校舎1階)	114㎡	専用室内あり	専用室内あり	あり	あり	なし	生活科室	北校舎1階	65㎡	地域交流ルーム	北校舎1階	65㎡			
与野本町	複合施設内専用室(建物2階)	148㎡	専用室内あり	専用室内あり	あり	あり	なし	図工室	北校舎1階	82㎡	生活科室	北校舎2階	82㎡			
神田	校舎内専用室(校舎1階)	84㎡	専用室内あり	専用室内あり	あり	あり	なし	さくら草ルーム	校舎3階	120㎡						
大久保	校舎内専用室(校舎1階)	120㎡	専用室内あり	学校共用	あり	あり	なし									
常盤	学校敷地内独立棟	148㎡	専用室内あり	専用室内あり	あり	あり	あり	家庭科室	南校舎1階	91㎡	第1理科室	南校舎1階	91㎡			
上木崎	校舎内専用室(校舎1階)	64㎡	学校共用	学校共用	なし	なし	なし	図工室	校舎1階	96㎡	家庭科室	校舎1階	96㎡	コンピュータ室	校舎4階	105㎡
本太	学校敷地内独立棟	167㎡	専用室内あり	専用室内あり	あり	あり	あり	家庭科室	校舎1階	96㎡	和室	校舎1階	63㎡			
針ヶ谷	学校敷地内独立棟	163㎡	専用室内あり	専用室内あり	あり	あり	あり	オープンルーム	新A棟1階	129㎡	プラタナスの森	新A棟2階	96㎡			
岸町	校舎内専用室(特別教室棟1階)	64㎡	専用室内あり	専用室内あり	あり	あり	なし	家庭科室	特別教室棟1階	96㎡	図工室（絵画）	特別教室棟1階	96㎡	図工室（工作）	特別教室棟1階	96㎡
文蔵	校舎内専用室（教室棟1階）	64㎡	学校共用	学校共用	なし	なし	なし	視聴覚室	新校舎4階	160㎡	多目的室	新校舎4階	120㎡			
大谷場東	校舎内専用室(中学校舎1階)	164㎡	専用室内あり	専用室内あり	あり	あり	なし	家庭科室	本棟1階	135㎡	図工室（工作）	本棟1階	101㎡			
三室	敷地外独立施設	167㎡	専用室内あり	専用室内あり	あり	あり	あり	図工室	特別教室棟1階	96㎡	家庭科室	特別教室棟1階	96㎡	ふれあいルーム	特別教室棟3階	96㎡
中尾	学校敷地内独立棟	184㎡	専用室内あり	専用室内あり	あり	あり	あり	会議室	校舎1階	95㎡						
大門	敷地外独立施設	167㎡	専用室内あり	専用室内あり	あり	あり	あり	図工室	特別教室棟2階	96㎡	家庭科室	特別教室棟1階	96㎡			
道祖土	校舎内専用室(校舎1階)	126㎡	専用室内あり	学校共用	あり	あり	なし	第1図工室	校舎2階	96㎡	家庭科室	校舎1階	96㎡			
尾間木	校舎内専用室(3号館1階)	128㎡	専用室内あり	学校共用	なし	なし	なし	多目的室	3号館3階	169㎡	家庭科室	3号館2階	128㎡			
西原	校舎内専用室(北校舎1階)	110㎡	専用室内あり	専用室内あり	なし	なし	なし	1年学習室	北校舎1階	64㎡	2年学習室	北校舎2階	64㎡			
上里	校舎内専用室(南校舎1階)	84㎡	専用室内あり	学校共用	あり	あり	あり	環境学習室	南校舎1階	64㎡						
新和	校舎内専用室(第1棟1階)	64㎡	専用室内あり	学校共用	あり	あり	なし	GSルーム	第2棟1階	62㎡	体育館ミーティングルーム	体育館棟1階	60㎡			

別紙 4

4 備品リスト

- ・専用室における備品については、下記表以外に既存クラブにて不要となる玩具、書籍その他備品・消耗品がある場合がある。受託者は事業開始前に既存クラブと下記表に載っていない備品・消耗品がある場合に引継ぎを行うものとする。
- ・下記表に載っていない備品・消耗品等について、受託者が必要としたものは受託者が手配するものとする。
- ・兼用室の備品は開設時間中のみ、一時的に学校から借用するものであり、常時の使用や移動は不可となる。
- ・兼用室には原則、ランドセルロッカー等の児童の荷物置き場がないことから、受託者は兼用室における児童の荷物保管方法の検討が必要であることに留意すること。

場所	栄			植竹			芝川			七里			大砂土東		
	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考
専用室	ランドセルロッカー	50人分		ランドセルロッカー	36人分		ランドセルロッカー	36人分		ランドセルロッカー	63人分		ランドセルロッカー	87人分	
	下足入れ	約50人分		下足入れ	約120人分		下足入れ	約150人分		下足入れ	約70人分		下足入れ	約70人分	
	事務用机	1台		傘立て	－		傘立て	－		事務用机	1台		事務用机	3台	
	事務用椅子	1脚		事務用机	1台		事務用机	1台		事務用椅子	1脚		事務用椅子	2脚	折り畳み
	収納家具	－	書類収納、本棚、食器棚等	事務用椅子	1脚		事務用椅子	1脚		職員ロッカー	5人分		職員用ロッカー	8人分	
	テレビ	1台		職員用ロッカー	8人分		職員用ロッカー	8人分		収納家具	－	書類収納、本棚、食器棚等	収納家具	－	書類収納、本棚、食器棚等
	冷蔵庫	1台		収納家具	－	書類収納、本棚、食器棚等	収納家具	－	書類収納、本棚、食器棚等	児童用座卓	11台		児童用座卓	26台	
	空気清浄機	1台		児童用座卓	12台		児童用座卓	12台		電話機	1台		冷蔵庫	2台	
				冷蔵庫	1台		冷蔵庫	1台		テレビ	1台		電話機	1台	
				空気清浄機	1台					冷蔵庫	1台		掃除機	2台	
兼用室										空気清浄機	1台		テレビ	1台	
	・全兼用室：使用可の備品無 （一部、学校の長机、椅子を使用できる場合有）			・地域交流ルーム：ランドセルロッカー有 児童用机、椅子無 ・家庭科室：机、椅子有 ・理科室：机、椅子有			・1階教室：ランドセルロッカー有 机、椅子無 ・研修室：机、椅子有						・校舎側に小規模収納を設置 ・空き教室（予定）：使用可の備品無		

場所	大和田			鈴谷			与野本町			神田			大久保		
	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考
専用室	ランドセルロッカー	162人分		ランドセルロッカー	53人分		ランドセルロッカー	64人分		ランドセルロッカー	50人分		ランドセルロッカー	55人分	
	下足入れ	約170人分		下足入れ	約60人分		下足入れ	約60人分		下足入れ	約50人分		下足入れ	約50人分	
	傘立て	－		収納家具	－	書類収納、本棚、食器棚等	児童用テーブル	10台		事務用椅子	4脚		事務用カウンターテーブル	1台	
	事務用机	2台		電話機	1台		児童用椅子	60脚		職員用ロッカー	4人分		事務用椅子	4脚	
	事務用椅子	2脚		テレビ	1台		事務用机	1台		収納家具	－	書類収納、本棚、食器棚等	職員用ロッカー	4人分	
	職員用ロッカー	12人分		冷蔵庫	1台		事務用椅子	2脚		児童用座卓	10台		収納家具	－	書類収納、本棚、食器棚等
	収納家具	－	書類収納、本棚、食器棚等	空気清浄機	1台		収納家具	－	書類収納、本棚、食器棚等	電話機	1台		児童用座卓	10台	
	児童用座卓	40台					電話機	1台		テレビ	1台		電話機	1台	
	冷蔵庫	1台					冷蔵庫	1台		冷蔵庫	1台		テレビ	1台	
							空気清浄機	1台		空気清浄機	1台		冷蔵庫	1台	
兼用室													空気清浄機	1台	
				・生活科室：机有、ランドセルロッカー有 ・GSルーム：ランドセルロッカー有 児童用机、椅子無			・図工室：机、椅子有 ・生活科室：机、椅子有			・さくら草ルーム：児机、椅子有					

場所	常盤			上木崎			本太			針ヶ谷			岸町		
	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考
専用室	ランドセルロッカー	62人分		ランドセルロッカー	45人分	学校備え付けロッカー	ランドセルロッカー	45人分		ランドセルロッカー	47人分		ランドセルロッカー	30人分	
	下足入れ	約60人分		下足入れ	約140人分		下足入れ	約140人分		下足入れ	約70人分		下足入れ	約30人分	
	事務用机	1台		傘立て	-		傘立て	-		事務カウンター	1台	備え付け	事務カウンター	1台	備え付け
	事務用椅子	1脚		事務用机	1台		事務用机	1台		事務用椅子	1脚		事務用椅子	1台	
	職員ロッカー	6人分		事務用椅子	1脚		事務用椅子	1脚		収納家具	-	書類収納、本棚、食器棚等	収納家具	-	書類収納、本棚、食器棚等
	収納家具	-	書類収納、本棚、食器棚等	職員用ロッカー	8人分		職員用ロッカー	8人分		児童用座卓	10台		児童用座卓	8台	
	児童用テーブル	15台		収納家具	-	書類収納、本棚、食器棚等	収納家具	-	書類収納、本棚、食器棚等	電話機	1台		電話機	1台	
	児童用椅子	64脚		児童用座卓	12台		児童用座卓	12台		テレビ	1台		冷蔵庫	1台	
	電話機	1台		冷蔵庫	1台		冷蔵庫	1台		冷蔵庫	1台		空気清浄機	1台	
	冷蔵庫	1台		空気清浄機	1台		空気清浄機	1台		空気清浄機	1台				
	空気清浄機	1台													
兼用室	・第1理科室：机、椅子有 ・家庭科室：机、椅子有			・図工室：机、椅子有 ・家庭科室：机、椅子有 ・コンピュータ室：机、椅子有			・校舎側に小規模収納を設置 ・家庭科室：机、椅子有 ・和室：使用可の備品無			・オープンルーム：使用可の備品無 ・プラタナスの森：机、椅子有			・家庭科室：机、椅子有 ・図工室（工作）：机、椅子有 ・図工室（絵画）：机、椅子有		

場所	文蔵			大谷場東			三室			中尾			大門		
	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考
専用室	ランドセルロッカー	45人分	学校備え付けロッカー	ランドセルロッカー	51人分		ランドセルロッカー	76人分		ランドセルロッカー	72人分		ランドセルロッカー	99人分	
	下足入れ	約120人分		下足入れ	約50人分		下足入れ	約70人分		下足入れ	約70人分		下足入れ	約90人分	
	傘立て	-		事務用机	1台		事務用机	1台		事務用机	1台		事務用机	1台	
	事務用机	1台		事務用椅子	3脚		事務用椅子	1脚		事務用椅子	4脚		事務用椅子	1脚	
	事務用椅子	1脚		職員用ロッカー	4人分		職員用ロッカー	8人分		職員用ロッカー	6名分		職員用ロッカー	8人分	
	職員用ロッカー	8人分		収納家具	-	書類収納、本棚、食器棚等	収納家具	-	書類収納、本棚、食器棚等	収納家具	-	書類収納、本棚、食器棚等	収納家具	-	書類収納、本棚、食器棚等
	収納家具	-	書類収納、本棚、食器棚等	児童用座卓	10台	4人掛け程度	児童用座卓	10台		児童用座卓	13台		児童用座卓	30台	
	児童用座卓	12台		電話機	1台		電話機	1台		電話機	1台		電話機	1台	
	冷蔵庫	1台		冷蔵庫	1台		テレビ	1台		テレビ	1台		テレビ	1台	
	空気清浄機	1台		空気清浄機	1台		冷蔵庫	2台		冷蔵庫	1台		冷蔵庫	2台	
兼用室							空気清浄機	2台		空気清浄機	1台		空気清浄機	2台	
兼用室	・多目的室：机、椅子有 ・視聴覚室：使用可の備品無			・図工室：机、椅子有 ・家庭科室：机、椅子有			・校舎側に小規模収納を設置 ・図工室：机、椅子有 ・家庭科室：机、椅子有 ・ふれあいルーム：使用可の備品無			・会議室：机、椅子有			・校舎側に小規模収納を設置 ・図工室：机、椅子有 ・家庭科室：机、椅子有		

場所	道祖土			尾間木			西原			上里			新和		
	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考	備品名	数量	備考
専用室	ランドセルロッカー	60人分		ランドセルロッカー	84人分		ランドセルロッカー	48人分		ランドセルロッカー	54人分		ランドセルロッカー	30人分	
	下足入れ	約60人分		下足入れ	約120人分		下足入れ	約80人分		下足入れ	約40人分		下足入れ	約30人分	
	事務カウンター	1台	備え付け	収納家具	-	収納棚（大・小）	傘立て			事務用机	1台		事務用机	1台	備え付け
	事務用椅子	4脚					事務用机	1台		事務用椅子	1脚		事務用椅子	1脚	
	収納家具	-	書類収納、本棚、食器棚等				事務用椅子	1脚		収納家具	-	書類収納、本棚、食器棚等	収納家具	-	書類収納、本棚、食器棚等
	児童用座卓	7台					職員用ロッカー	8人分		児童用座卓	10台		児童用座卓	12台	
	電話機	1台					収納家具	-	書類収納、本棚、食器棚等	電話機	1台		電話機	1台	
	テレビ	1台					児童用座卓	12台		冷蔵庫	1台		テレビ	1台	
	冷蔵庫	1台					冷蔵庫	1台		空気清浄機	1台		冷蔵庫	1台	
	空気清浄機	2台					空気清浄機	1台					空気清浄機	1台	
兼用室	・図工室：机、椅子有 ・家庭科室：机、椅子有			・多目的室：使用可の備品無 ・家庭科室：机、椅子有			・図工室：机、椅子有 ・家庭科室：机、椅子有			・環境学習室：机、椅子有			・GSルーム：机、椅子有 ・体育館ミーティングルーム：机、椅子有		